

「国際融合文化学会」会則

第1条(名 称)

本会は「国際融合文化学会」(略称「融文学会」、英語名 International Society for Harmonization of Cultures and Civilizations、略称 ISHCC)と称し、事務局を下記に置く。

(2006年4月より、下記を連絡先とする。)

〒192-0906 東京都

八王子市北野町 560-11-302 菊地方

ISHCC 事務局

電話/FAX 042-644-6813

E-mail : zenta@ca2.so-net.ne.jp

第2条(目 的)

本会は、世界の文化の調和と融合もしくは創造にかかわる研究・享受を通じて、会員相互の融和と研究の促進を図り、併せて人類の調和と精神的進化に寄与することを目的とする。

第3条(事 業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。従来の方法のみならず、マルチメディア手段を用いる。

(イ)「研究発表世界大会」および「友好親善パーティ」を開催する

(ロ)「研究発表国内大会」および「友好親善パーティ」を開催する

(ハ)学会誌『融合文化研究』その他の出版物を発行する

(ニ)その他本会の目的達成に必要な事業を遂行する

(ホ)広報活動はSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用する

これらの活動はすべて会員からの会費、および賛助会員やその他の団体等の支援や後援を得て実行される。

第4条(会 員)

本会会員は、普通会员、学生会員、賛助会員、終身会員、名誉会員の5種類とする。賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体で、本会の活動の後援者とする。名誉会員は、本会から入会を依頼した者とする。会員はすべて『融合文化研究』の配布を受ける。ただし他の出版物は購入するものとする。

尚、終身会員は2008年7月以降の新規の受付・登録を停止する。終身会員の会費免除の特典は入会后10年までとする。

第5条(会 計)

会員の年会費は、3,000円または30米ドルとする。学生会員の年会費は、2,000円または20米ドルとする。賛助会員の年会費は、20,000円または200米ドルを前納した者とする。終身会員は、30,000円または300米ドルを前納した者とする。ただし、各会費は国情等により別に定めることがある。

会費はすべて郵便振替または国際郵便為替(International Money Order)によって本会宛送金するものとする。会費はすべて年度会費とし、入会年度以外は原則として4月中に納めるものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、

翌年 3 月 31 日に終わる。本会の会計報告は会計監査を経て、役員会議での承認によって行う。会員は 1 年間会費未納の場合、その資格を喪失するものとする。

尚、終身会員の申請については、事務局長に申請し承認を受けることにより、過去に納付した会費分を減免して終身会員費を納付することができるものとする。

第 6 条(役 員)

本会に次の役員を置く。

名誉会長一名

顧問数名

参与数名

会長一名

副会長数名

事務局長一名

事務局次長数名

運営委員会委員数名

会計係数名

会計監査役一名

広報委員数名

実行委員会委員若干名

第 7 条 (役員を選出)

本会結成時における名誉会長、会長、副会長は結成準備会の指名によるものとする。その後の会長は、役員会の推薦を得、さらに全会員による投票によって選出された者とする。投票は E メールによって行う。

副会長、事務局長、運営委員会委員、その他の役員は会長が指名する。

(2017 年春大会役員会より)

退任申出のあった役員に加えおよそ 3 年以上音信不通の役員は改選されない。

当面の運用として、大会役員会の出席者が少なく大会での改選が難しい場合、事務局長提案、会長承認により新役員を決定できる。

第 8 条 (役員の任期)

名誉会長および顧問の任期は終身とする。

ただし本人の意思を尊重するものとする。

会長ほかすべての役員の任期は 2 年とする。

ただし、再選・再任を妨げない。

第 9 条 (任 務)

本会会長は本会の使命達成のために本会を先導する任務を持つ者である。会長がその責務を実行できない場合には、副会長が代行するものとする。

第 10 条 (役員手当)

(2017 年秋大会役員会より)

学会誌編集長は、編集に関わる経費を実費請求できるほか、編集 1 号につき金壱万円の基本手当を支給される。また、事務局長やその代行者、ほかに会長が認めた者については、遠隔地出張で生じる交通費や宿泊費等について、実費を限度として旅費手当を支給される。

また、大会等の幹事は、会場下見等で生じる経費について、会長及び事務局長が了承する範囲で幹事手当を受けられる。

第 11 条 (謝礼)

(2017 年秋大会役員会より)

大会等で著名な学者等に講演いただく場合、また学会誌の査読をしていただく場合に、謝礼を支払う。但し、対象者や金額は、会長の助言により決定する。

以上

附記

(1) 2012 年 10 月より学会英文名称表記を下記に変更する。

(新英文名称)

International Society for Harmonization of
Cultures and Civilizations

(旧英文名称)

International Society for Harmony and
Combination of Cultures

(2) 2015 年 3 月より会長の連絡先メールアドレスを下記に変更する。

(宗片 (上田) 邦義会長・新連絡先)

kuniyoshi@munagumi.com

(3) (支部の結成・解散)

2015 年春大会役員会により、数名の会員をもって支部を結成することができることとなった。会員からの申し出について会長と事務局長の承認により支部の結成・解散ができる。

会 員：

普通会員、学生会員、賛助会員、終身会員 (2008 年 7 月より受付停止)、名誉会員の 5 種類があり、会員 1 名以上の推薦が必要です。(なお、賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体で、本会の活動の後援者、名誉会員は、本会から入会を依頼した者となります。) もし、会員にお知りあいの方がおられない場合は、下記宛に自薦書をお送りください。審査の上、入会を認めます。

自薦書の内容：氏名、生年月日、国籍、連絡先 (住所・電話・Fax・E-mail 等)、最終学歴、職業、研究テーマまたは最大関心事、その他。

自薦書の送り先：〒192-0906 東京都八王子市北野町 560-11-302 菊地方
ISHCC 事務局, e-mail : zenta@ca2.so-net.ne.jp

年会費：(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)：

会 員：3,000 円または 30 米ドル。(ただし国情により別に定めることがある。)

学生会員：2,000 円または 20 米ドル。(ただし国情により別に定めることがある。)

賛助会員：20,000 円または 200 米ドル。(ただし国情により別に定めることがある。)

終身会員 (2008 年 7 月より受付停止)：30,000 円または 300 米ドルを前納した者とする。

(ただし過去の会費納入分は減免できる。国情により別に定めることがある。)

特 典：

会員は、学会誌『融合文化研究』と『ISHCC ニュースレター』の配布を受ける。(会員の方で学会誌等が届かない場合は、事務局にご連絡ください。) ただし他の出版物は購入するものとする。

会費振込み方法：

郵便振込みにて、以下の口座にお振込みください。

口座番号 0 0 1 2 0 - 1 - 5 5 0 3 0 5 口座名義 ISHCC

(ゆうちょ銀行以外の金融機関からお振込みの場合は、

店名：〇一九店（ゼロイチキュウテン）、店番：019、

預金種目：2 当座預金、口座番号：0550305 宛てにお振込みください。)

詳しくは以下の国際融合文化学会ホームページをご参照ください。

URL：https://ishcc.stars.ne.jp/

(学会ホームページは、2018 年 3 月より上記 URL に移転しました。

旧 URL：https://atlantic.gssc.nihon-u.ac.jp/~ISHCC/)

国際融合文化学会 (ISHCC) 問い合わせ先：

会 長 宗片（上田）邦義 (kuniyoshi@munagumi.com)

事務局長 菊地善太 (zenta@ca2.so-net.ne.jp)